ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

平成１８年　７月　３日 制　　定
令和　７年　３月２６日 最終改正

（目的）

第１条　この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が行う事故防止対策の一環として、事故や急加速･急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダー」 という。）の普及を図るため、ドライブレコーダー機器（以下「機器」という。）の 導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（助成対象）

第２条　助成の対象は、第３条に定めるドライブレコーダー車載器を新たに導入する会員事業者（以下「申請者」という。）とする。

（助成対象機器）

第３条　助成の対象となる機器は、次に掲げる当該年度４月１日以降２月末日までに装着、支払いが完了したものとする。

(1) ドライブレコーダー車載器
　映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器で別表に定める機器とする。

(2) デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型機器
　道路運送車両の保安基準第４８条の２に適合する運行記録計であり、かつ、前号の機能を有する車載器で別表に定める機器とする。

（助成額）

第４条　前条の助成金の額は、次のとおりとする。なお、消費税及び地方消費税は対象外とする。

(1)運行管理連携型　１台あたり本体購入価格の１／２上限５万円

(2)一体型　１台あたり本体購入価格の１／２上限５万円

２　１会員あたりの限度額は、６０万円とする。

３　国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

（助成申請及び助成金の請求）

第５条　申請者は、第３条に掲げる装置の装着が完了した場合、別紙様式による「ドライブレコーダ ー機器導入促進助成申請書兼交付請求書」（様式１）を、当該年度

２月末日までに協会に提出するものとする。
２　前項の助成申請に必要な添付書類は、別に定める。
３　上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

（助成金の交付）
第６条　協会は、前条の「ドライブレコーダー機器導入促進助成申請書兼交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、申請者に対して助成金を交付する。

（財産の処分の制限）
第７条　申請者は、交付対象となった装置が１年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

（その他必要な事項）
第８条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

（附則）
第１条　本要綱は平成１８年７月３日より施行する。
本要綱は平成１９年４月１日より施行する。（平成１９年５月１５日改正）
本要綱は平成２０年４月１日より施行する。（平成２０年５月９日改正）
本要綱は平成２１年４月１日より施行する。（平成２１年５月７日改正）
本要綱は平成２２年４月１日より施行する。（平成２２年３月１６日改正）
本要綱は平成２３年４月１日より施行する。（平成２３年３月２８日改正）
本要綱は平成２３年４月１日より施行する。（平成２３年５月９日改正）
本要綱は平成２４年４月１日より施行する。（平成２４年５月８日改正）
本要綱は平成２５年４月１日より施行する。（平成２５年３月２５日改正）
本要綱は平成２６年４月１日より施行する。（平成２６年３月２６日改正）
本要綱は平成２７年４月１日より施行する。（平成２７年３月２５日改正）
本要綱は平成２９年４月１日より施行する。（平成２９年３月２４日改正）
本要綱は平成３１年４月１日より施行する。（平成３１年３月２０日改正）
本要綱は令和　３年４月１日より施行する。（令和３年３月２３日改正）
本要綱は令和　４年４月１日より施行する。（令和４年３月２３日改正）
本要綱は令和　７年４月１日より施行する。（令和７年３月２６日改正）